

つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン 【概要版】

第1章 計画の基本（計画策定の趣旨と位置付け）

本計画は、本市の子ども・子育て家庭やひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえ、親子が安心して暮らし、子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策及びひとり親家庭等への支援を総合的に推進するために、令和5年度から9年度までの5カ年計画として策定するものです。

なお、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく本市の自立促進計画であるとともに、仙台市すこやか子育てプラン 2020 等の関連計画と整合性を図りながら策定します。

第2章 子ども・子育ての現状と課題

現 状	
○ 貧困線未満の世帯の割合	一般 8.5% < 対象者 51.9%
○ 相談できる相手がいると回答した保護者の割合	一般 82.2% > 対象者 67.4%
○ 子ども食堂などのごはんを無料か安く食べることができる場所を「利用したことはない・あれば利用したい」と回答した子どもの割合	一般 17.0% < 対象者 22.7%
○ 進学のことを悩んでいると回答した子どもの割合	一般 16.6% < 対象者 26.5%
○ 現在養育費を受けているひとり親家庭の割合	母子家庭 41.6% 父子家庭 17.2%

「一 般」：18歳未満の子どもがいる世帯

「対象者」：18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯等

課 題	
アンケート結果等から対象者世帯において次の課題があることを確認	
(1) 子どもの生活と教育	世帯の経済状況や生活環境による子どもの学びや生活への影響
(2) 経済的支援と自立	経済的な問題と家庭環境を背景とした貧困の世代間連鎖
(3) つながる体制と支援情報の提供	世帯の孤立による抱える問題の複雑化、支援制度の認知度の低さ
(4) ひとり親家庭等の負担軽減	単独での生計維持と子育ての負担、不安定な就労・収入と子どもや周囲との関わりの不足

第3章 基本目標と基本的な方向性

基本目標

仙台に暮らす親子が安心して暮らし、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

《方向性1》 子どもを支える
子どもが夢や希望を持って健やかに育つよう、学びを支援し、安心できる居場所をつくります

- (1) 学びの支援
- (2) つながりの場づくり
- (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

《方向性2》 家庭を支える
貧困の世代間連鎖を防ぎ、親子が安心して生活できるよう家庭の子育てを支援します

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 経済的支援

《方向性3》 支える仕組みづくり
課題を抱える子ども・家庭を早期に発見し、適切な支援につながるよう地域・社会で支える仕組みを構築します

- (1) 相談支援事業の充実と情報提供
- (2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携
- (3) 専門的な支援を要するケースへの対応

第4章 施策の展開（抜粋）

《方向性1》 子どもを支える

- (1) 学びの支援
 - 放課後子ども教室推進事業
 - 算数・数学における学習支援事業
 - 学習・生活サポート事業
 - 中途退学未然防止等事業
- (2) つながりの場づくり
 - 子どもの居場所づくり支援事業
 - 中高生の自主活動支援事業
 - ふれあい広場・就労支援活動
- (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援
 - 支援対象児童等見守り強化事業
 - ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン
 - 社会的養護自立支援事業

《方向性2》 家庭を支える

- (1) 保護者の就労支援
 - ひとり親家庭等相談支援センター事業
 - 自立支援プログラム策定
 - ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
 - 生活困窮者自立支援事業
- (2) 子育て支援体制の充実
 - 特定妊婦への支援
 - 保育所等地域子育て支援事業
 - ひとり親家庭等日常生活支援事業
- (3) 経済的支援
 - 子ども医療費助成
 - 児童扶養手当支給
 - 養育費の確保に関する支援の推進
 - 就学援助制度

《方向性3》 支える仕組みづくり

- (1) 相談支援事業の充実と情報提供
 - 暮らし支える総合相談
 - 仙台的のち支える LINE 相談
 - ヤングケアラー相談
 - ひとり親家庭等生活向上支援事業
- (2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携
 - 母子保健事業における関係機関との連携
 - 児童館による地域交流
 - スクールソーシャルワーカー活用事業
- (3) 専門的な支援を要するケースへの対応
 - 発達相談支援センターによる支援
 - 児童相談所の専門性強化
 - 児童虐待予防啓発
 - スクールカウンセラー配置事業

第5章 計画の推進

- (1) 計画の推進体制 庁内関係各局・区と調整、地域の子育て支援に関わる機関・団体と連携し、取り組みを総合的に進めます。
- (2) 各施策の実施状況の把握 毎年度、実施状況を確認、公表します。
- (3) 調査 計画の改定に向けて、適切な現状把握のための調査手法を検討したうえで、調査を実施します。
- (4) 次期計画の検討 アンケート調査結果等を踏まえ、外部意見を受けながら次期計画策定と各施策内容の検討等を進めます。